

第114回 鳥取市都市計画審議会 議事録

- 1 日時 令和5年5月10日(水) 10:00～10:35
- 2 場所 鳥取市役所 本庁舎6階 会議室6-6～8
- 3 出席者 福山 敬委員、平井 耕司委員、田淵 緑委員、樋口 洋子委員、赤山 渉委員、西井 千織委員、奥谷 仁美委員、吉野 恭介委員、米村 京子委員、中山 明保委員、水口 誠委員、井上 直委員(代理:松岡 弘久委員)、清水 丈二委員、鈴木 仁委員(代理:前田 喜功委員)、柴田 互委員(代理:木原 弘貴委員)

欠席者 倉持 裕彌委員、西墻 豊嗣委員、若狭 さつき委員、松本 弥生委員

- 4 公開非公開の別 公開

- 5 傍聴者 6名

6 議題

鳥取都市計画市場の決定について

7 議事

事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより、第114回鳥取市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、都市整備部都市企画課の三谷と申します。よろしくお願いいたします。

進行に入らせていただく前に、本日、日本海ケーブルネットワーク株式会社より、審議会の撮影と録音の申し入れがありました。

会長の承認が必要となりますが、いかがでしょうか。

福山会長

みなさま、承認させていただいてよろしいですか。

承認します。

事務局

それではご承認いただきましたので、撮影・録音をさせていただきます。

まず、配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。

本日は、事前に送付いたしました「第114回鳥取市都市計画審議会議案」とは別に、「会議次第」、「席表」、「資料修正箇所」をお配りしております。

お手元にお持ちでない委員の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ここで委員の皆様は資料の修正をお願いします。2点の修正がございます。

配布資料の「資料修正箇所」をご確認ください。「第114回鳥取市都市計画審議会議案」の記述に誤りがございますので、こちらの資料よりご説明いたします。

1点目は、議案書8ページの都市計画図についてですが、右上に、「鳥取公設地方卸売市場」の記載がありますが、正しくは、「鳥取市公設地方卸売市場」となります。

2点目は、議案書10ページの都市計画決定における理由書について、下から5行目に、「鳥取公設地方卸売市場」と記載がありますが、先ほどと同様に、正しくは「鳥取市公設地方卸売市場」となります。

皆様には大変申し訳ございませんが、資料の修正をお願いいたします。

そういたしますと、本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

委員の紹介につきましては、令和5年2月に開催しました前回審議会より、変更のあった委員の方のみご紹介させていただきます。

前回の審議会以降の人事異動により、3号委員に変更がありましたので、ご報告をさせていただきます。

鳥取県県土整備事務所長、清水丈二様。

清水委員

清水でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

鳥取県東部農林事務所長、鈴木仁様。

鳥取警察所長、柴田互様。

以上3名の方に新たに委員をお願いしております。

続きまして、委員の皆様の本日の出欠を報告させていただきます。

1号委員の倉持委員、西墻委員、若狭委員、松本委員の4名が、本日所用のため欠席でございます。

3号委員の井上委員、鈴木委員、柴田委員の3名が、本日所要のため欠席でございます。

本日は全委員19名のうち、代理出席を除いて、12名の委員の皆様にご出席をいただいております。本都市計画審議会条例に規定されている2分の1以上の定数に達しておりますので、本審議会が成立することをここにご報告いたします。

続きまして、代理出席についてご報告をさせていただきます。

3号委員の井上委員の代理として、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所副所長、松岡弘久様。

松岡委員

松岡でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

鈴木委員の代理として、鳥取県東部農林事務所副所長、前田喜功様。

前田委員

前田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

柴田委員の代理として、鳥取警察署交通第一課長、木原弘貴様にご出席をいただいております。

木原委員

木原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

審議会条例第7条第3項により、3号委員の職務を代理するものが議事に参与し、決議に加わることができるものとされ、審議会運営規則第5条により、3号議員の代理出席は、会長の承認を経て、会議に出席できることとされています。

福山会長ご承認いただけますでしょうか。

福山会長

はい。承認いたします。

事務局

ただいまの承認をもちまして、本日の出席委員は15名となります。

それでは、これから先の議事進行は、福山会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福山会長

改めまして、会長を務めさせていただいております、鳥取大学工学部の福山と申します。この度、行政機関の3号委員に、新しく3名が入られ、皆様とともにこれからも都市計画審議会を進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今後もよりよい鳥取市の都市づくり、まちづくりのために皆様と良い議論を重ねていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議事録の署名委員について、私より指名をさせていただきます。西井委員と吉野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思っております。議案書2ページの報告第1号、会議の幹事・参与員の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第1号を説明させていただきます。議案書の3ページをご覧ください。

本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。

前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、塩谷企画推進部長、竹間市民生活部長、藏増福祉部長、坂本農林水産部長の以上4名が新たな幹事となっておりますので、ご紹介させていただきます。

本日は公務の都合により、幹事の乾総務部長、橋本健康こども部長、坂本農林水産部長の3名が欠席でございます。以上でございます。

福山会長

ありがとうございます。

それでは、議案に入りたいと思っております。

議案第1号の鳥取都市計画市場の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

皆様おはようございます。都市企画課の牧野でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第1号鳥取都市計画市場の決定について、都市計画法第19条第1項の規定により、本都市計画審議会へ諮問するものでございます。

本件につきましては、事前審議として、昨年7月並びに本年2月に開催いたしました審議会で

いただいたご意見を踏まえ、鳥取市公設地方卸売市場を都市施設として、都市計画に定めようとするものでございます。

本日の説明は、主に前回の審議会以降に追加などした項目について説明させていただきたいと思っております。

まず、県知事事前協議でございますが、本年3月17日付けで、異存なしとの回答をいただいております。

また、都市計画法第17条の規定に基づく案の縦覧を、本年4月3日から17日までの2週間行い、縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

6ページをご覧ください。

法第11条第2項の規定により、都市計画に定める事項といたしまして、前回提案の通り、種類は「都市計画市場」、名称は「1号鳥取市公設地方卸売市場」、位置は「鳥取市南安長2丁目地内」、面積は「約36,300㎡」でございます。

なお、区域につきましては、後に添付しております計画図に示す通りでございます。

この6ページの下段に示す理由について、3段目をご覧ください。「今回の市場再整備において、現在の市場周辺には既に市場関連事業者の事務所や倉庫が集積し、市場機能を中心とした土地利用が行われていることや」、ここまでの2行にわたり文章を追記しております。

これにつきましては、県知事に対する事前協議の際に、位置の妥当性の参考になるとして、現地周辺の土地利用の状況を追記したということでございます。

7ページの鳥取都市計画総括図、8ページの計画図につきましては、前回お示しした通りのものでございます。鳥取市公設地方卸売市場の位置及び区域を示したものでございます。

9ページをご覧ください。

都市計画決定の決定理由書になります。項目といたしまして、「概要」及び「各上位計画における位置付け」、こちらにつきましては前回お示しした通りでございます。

10ページをご覧ください。

項目の、「都市計画の必要性」及び「位置、区域、規模等の妥当性」につきまして、本日の参考資料としても添付していますが、前回お示しした「鳥取市公設地方卸売市場の都市施設の位置指定理由書」、こちらから抜粋し記載したものでございます。

11ページをご覧ください。

本都市計画市場決定に関する経緯と今後の予定でございます。本年2月15日開催の前回の審議会以降の手続き等について追加しております。

一番上の関係機関協議についてですが、12ページに実施状況を示しております。本年2月24日に本市教育委員会と通学路について協議を行ったところでございます。

また、11ページでは、先ほども説明させていただいたところでございますが、県知事に対する事前協議において、異存なしとの回答いただいております。

都市計画法第17条の規定に基づく案の縦覧では、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

続いて本日の第114回都市計画審議会の開催日を記載しております。

今後といたしましては、原案の通り承認いただいた後、都市計画法第19条第3項の規定に基づく県知事協議を行います。

続きまして都市計画法第20条第1項の規定に基づく決定告示を行う予定としております。

以上、議案第1号についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

福山会長

ありがとうございました。

これまで昨年7月、本年2月の2回、事前協議を行い、皆さまより様々な意見をいただきましてありがとうございました。今回は、決定に関する審議になりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等をいただきたいと思います。

先ほど修正の説明がありました名称についてもこれで決定となります。

いかがでしょうか。

前回の事前協議において私が質問した通学路について確認され対応していただきました。具体的には、どのような協議がされましたか。

事務局

経済・雇用戦略課の渡邊でございます。

12ページの鳥取市教育委員会との協議では、通学路について協議をさせていただきました。

もともと施設、現況位置でございますので、新しく整備をさせていただいた後も、形状としては変わらないということで、これまで通りの通学路を利用させていただくとの話を行いました。

ただし、今後の工事期間中は、大型トラックなどの出入りもございますので、しっかり工事前に学校等や地域も含めまして、お知らせをさせていただきながら、安全に努めていくということで協議をさせていただいたところです。

福山会長

ありがとうございます。

通学路や工事期間中の安全面に対ししっかり対応いただきました。ありがとうございます。

皆さまからご質問等いかがでしょうか。

これまで2回の開催で、様々な内容の意見が出てきておりますので、特に私からも意見を差し上げるところがないとは思いますが。

赤山委員

今回の議案である都市計画の決定については、異論はございません。

ただこれからの工事、スケジュールによりますと、基本設計が終わり、実施設計に入る段階で、また、今年度から解体が始まるということですので、引き続いてその工事中の安全面には配慮していただいて、また工事が終了後の通学面でも、安全に対しての配慮を鳥取市で準備をお願いしたいと思います。

米村委員

先ほどに関連しますが、学校関係の通学路は大事なところだと思いますが、その中で一番気になることが、工事にあたり工事車両はどこから出入りするのかということを確認させていただきたいと思います。

事務局

資料の21ページ、ご覧いただきたいと思います。

こちらの図面は、鳥取市場の搬入出の経路を示しています。青線と赤線が搬入出の経路でございますが、工事車両も同じこの通路から出入りさせていただくことになると思います。

ただし、搬入出につきましては、朝の早い時間がメインになりますし、工事車両につきましては昼間になりますので、時間的には、大きくバッティングすることはないと考えております。

工事期間中の安全面に関しては、しっかり配慮させていただきたいと思っております。

福山会長

米村委員には、以前この緊急時における車両の出入りのことに関しての意見をいただき、21 ページの黄色い矢印も入れさせていただき、対応いたしました。

その他いかがですか。よろしいですか。

それでは、皆様からのご意見がございませんので、今回の議案第 1 号につきましては、原案の通り承認する、ということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

福山会長

それではご異議ございませんので、議案第 1 号鳥取都市計画市場の決定については、原案の通りこの場で承認とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

その他については議案ございませんが、委員の皆様より、何かご質問、お話等ございますか。

中山委員

その他の項目で、今後の審議会について、会長に対して思うところがございます。

南北線が、鳥取市や鳥取県にとっても大きな事業だと思っております、この審議会ではどのような位置で審議するものなのかということです。会長は、鳥取県の都市計画審議会の会長も兼務されておられますし、鳥取市の都市計画審議会と鳥取県の都市計画審議会の関係性を整理したいと思いが質問いたします。

事務局

ご質問のあった南北線については、これも都市計画決定される道路になりますが、こちらにつきましては、鳥取県の方で、今鋭意、都市計画決定の準備をされているという状況でありまして、その後の進展、詳しいところについては、私どもも掴んではございません。

続きまして、県の都市計画審議会と鳥取市の都市計画審議会それぞれの位置付けということだと思えます。

都市計画に関しましては、本日の議題がありました施設の市場については、鳥取市都市計画に関するものであることから、市に決定権がございます。鳥取市都市計画審議会での審議いただいた、というところがございます。

鳥取県では、県道などの都市計画を決定する際に、鳥取県都市計画審議会に諮られるということで、県決定と市決定の分けがございますので、それぞれの案件を審議会で審議いただいて決定することがございます。

福山会長

もともと県しか都市計画審議会はなかったのですが、法律の改正により、市の都市計画審議会を作るということで、経緯としては、二重になりますが、県の都市計画審議会と市の都市計画審議会ができた、というところになります。

区域マスタープランでは、県が大まかな方向性を決めて、その中身については鳥取市に対して協議があるのですが、その中で、今回説明ありましたように市場などのことに関しては、市が都市計画決定するという構造になっております。

中山委員

事業主体によって、鳥取市と鳥取県それぞれの審議会で審議するとのことですが、今後、南北線については、この審議会において意見を聴取されると思いますので、それぞれの役割などを確認させていただきました。また、公設市場がほぼ決定になることを市民の方にお話ししたところ、南北線の

状況がどうなっているのかという声を聞きましたので、委員の皆さんにも共通認識が必要ではないかと思い発言させていただきました。

福山会長

県の審議会会長をさせていただいていますが、南北線の状況をお聞きはしているのですけれども、詳細な情報は伺っていないところです。今後、状況に変化があるのであれば鳥取市や鳥取県より情報が入り次第教えていただけたらと思います。

平井委員

1号委員は現場に近い目線の委員だと思いますので、前回申しましたけれど、今回の都市計画審議会は、大型投資に関する位置、区域、規模等の妥当性を審議していくところだというのはわかりませんが、これからの大型投資の将来を見据えた設備環境については、運営協議会でしっかり揉んでいただきまして、利用される方々にメリットがあるような施設になるよう、是非とも質問の結果を送っていただければと思います。

事務局

第113回や第112回の事前審議におきましても、委員の皆様から、施設の内容、将来を見据えたご発言がございました。

周辺環境、区域、規模、位置というものを、都市計画審議会で審議いただくことですが、委員の皆様からいただきましたご意見でありました、例えば、将来を見据えた太陽光システムはどうあるべきか、EVトラックを見越した施設の整備などをご意見としていただいております。

これらにつきましては、将来を見据えた施設のあり方ということでございますから、場所を移しますが、市場の運営に対してご意見をいただく、鳥取市公設地方卸売市場運営審議会に改めて都市計画審議会の皆様からいただいた意見ということでご報告させていただき、その中でしっかり検討して参りたいと考えております。

改めまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

福山会長

その他ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

これもちまして第114回鳥取市都市計画審議会を閉会させていただきたいと思っております。

本日はご参集いただきましてありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 西 井 千 織

委 員 吉 野 恭 介